

試験に関する注意事項について

1. 受験上の注意

試験場ではすべて監督者の指示に従ってください。

- (1) 試験は厳正な態度で臨み、不正行為や不正行為と思われる紛らわしい行為をしないでください。
- (2) 本人との照合を行うため、受験に際しては必ず学生証を机上の端に呈示してください。学生証を忘れた場合は、学生課で仮学生証の交付（手数料 500 円、当日のみ有効）を受けてください。なお、学生証を紛失・未更新の学生は受験できませんので、事前に再交付・更新の手続きを済ませてください。
- (3) 試験時の座席は、監督者の指示に従ってください。
- (4) 試験開始後 20 分以上遅刻した学生は、受験を許可しません。また、退室は、試験開始後 30 分経過し監督者が認めた場合に許可します。
- (5) 所持品（筆箱、下敷き、ファイル等）は、すべてカバンに入れ、椅子の下または机の脇の床に置き、机の上や隣の椅子に置いてはいけません。また、携帯電話・スマートフォン・腕時計型端末等の電子機器類を時計として使用することは一切認めません。電子機器類を所持する場合は、電源を切り、カバンに入れてください。
- (6) 答案記入は、特に指示のない限り、黒鉛筆又はシャープペンシルやボールペン（青または黒）等とします。また、答案用紙はたとえ白紙でも学籍番号・氏名を記入して提出しなければなりませんので、室外に持ち出さないでください。また、問題用紙の扱いは、監督者の指示に従ってください。
- (7) 教科書、参考書や資料等の持ち込みが許可されている場合でも、1 つのものを 2 人以上で使用することは、不正行為とみなします。
- (8) 受験後は、速やかに試験場から退出し、廊下等で待機してはいけません。また、他の試験会場の妨げとなる行為は行わないでください。
- (9) 試験がレポートによって行われる場合には、指定された提出先に締切日時を厳守して提出してください。

2. 追試験について

やむを得ない事情により定期試験を受けることができなかった者は、別途ポータルサイト等での指示にしたがって追試験の手続きを行ってください。

なお、説明会等の就職活動（就職試験は除く）はやむを得ない事情とみなされません。

3. ポータルサイト等の確認について

試験教場の変更等の詳細については、その都度ポータルサイト等で連絡しますので、見落とし、見誤りのないように十分に注意してください。

試験における不正行為について

試験における不正行為者に対しては、厳重な処分を行います。処分により所定の年限では卒業できないことがあります。

1. 不正行為の例示

試験はすべての学生にとって同一の環境で行うものです。よって、試験において公正さをそこなう行為や答案整理を故意に混乱させるような行為は、すべて「不正行為」として処分します。

- (1) カンニングペーパーやそれに類似するものの持ち込み及びその使用、替え玉受験、受験者同士で答案用紙の交換をすることなど。
- (2) 使用が許可されていない教科書、参考書、資料やノートなどを参照することや、机上筆記を行い受験に臨むこと。
- (3) その他、試験において公正さをそこなう一切の疑わしい行為をすること。
- (4) 他人が作成したもの（電子ファイル含む）を模写又は加工して提出すること。
- (5) 自分が作成したレポート・小論文等に、文献やデータ（Web 情報含む）を引用又は利用したが、その出典を明記していないこと。

2. 処分の種類

不正行為者に対する処分は、次のとおりとします。

- (1) 訓告
- (2) 停学

その他、本学学生としてあるまじき行為と判断された場合、退学処分が下されることがあります。

3. 成績の評価

次のいずれかの範囲で成績を不可とすることがあります。

- (1) 不正行為をした科目の成績を不可とします。
- (2) 当該試験期間中に受験したすべての科目の成績を不可とします。この場合、当該試験期間とは、学期末（前期及び後期末）に行われる定期試験期間を指します。
- (3) 当該期（前期又は後期）の全履修科目の成績を不可とします。

4. 処分の通知及び公表

- (1) 決定された処分は、学部長及び指導教員立ち会いのもとに学生部長より本人に言いわたします。その際、学部長の判断により、父母等を同席させる場合もあります。
- (2) 処分は本人への通知及び掲示にて発表します。
- (3) 停学処分中の者に対しては、指導教員は随時必要と認める指導を行います。